

2019年全連総会で採択された要望事項

戸籍法第49条第2項第1号を改正し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。戸籍法第13条第4号及び第5号を改正し、実父母及び養親との続柄を廃止し、性別欄を設けることを要望する。

(理由)

平成25年9月4日、最高裁大法廷は、婚外子の法定相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定(民法第900条第4号ただし書き前段)を憲法違反と決定し、既にこの規定は同年12月の臨時国会で改正され、発効している。法務省において同時に出生届の嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する「戸籍法改正案Jが準備されたが一部与党の合意が得られず、提出されなかつた。

平成25年9月26日に最高裁第一法廷は戸籍法上のこの規定を合憲と判断したがその中身は、「連法とまではいえない」ものの「この欄が必要不可欠とは言えないJと明言している。加えて、立法において見直すべきという補足意見も付されている。

近年、諸外国においても婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子供への不当な差別であるとして婚外子を意味する言葉を削除する法改正が進んでいる。我が国の戸籍法の規定は、国連人権諸機関から繰り返し法改正を勧告され、婚外子の人権尊重のために、一刻も早い法改正が望まれている。

平成16年11月には、続柄の記載方法が変更され、婚外子も「長男・長女」式の記載方法となったが、それ以前(平成16年10月まで)に出生届が提出された婚外子の戸籍の続柄は、「男」「女Jと記載されており、婚外出生があきらかに判るものとなっている。本人又は、母の申し出により記載の変更は可能だが、窓口で他人に知られることを恐れ、自ら名乗り出ることを躊躇する人や、制度改正を知らない人もいる。

戸籍の続柄欄に出生順に序列をつけた記載をしていたのは、家督相続の順序を明確にするためのものであり、戦後に家督相続制度が廃止された以後は意味のないものである。現在の続柄の記載方法では、婚外子の出生届が提出されるたびに、出生順の序列をつけるため出生子の母の出産可能年齢まで遡って調査しなければならないなど、自治体に無意味な事務作業を強いることになる。

婚外子差別を誘発しかねない要因を除去し、戸籍事務上不要な事項を撤廃して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは極めて合理的である。したがって主文のとおり要望する。

- なお、交流会からも法務省に繰り返し要請してきた下記の要望が、同じく2019年の「全連総会」に出され、賛成多数で採択されている。

嫡出子でない未成年の子がその母(実母)の夫と縁組をする場合、当該夫と実母を養父母とする縁組をするのではなく、当該夫のみを養父とする単独縁組ができるよう民法第795条のただし書きを、「配偶者の子を養子とする場合」とする法改正を要望する。

(理由)

嫡出でない子の続柄については、平成16年11月1日付け民一第3008号通達により、出生順により「長男(長女)」、「二男(二女)」等と記載される取扱いとなったことに加え、記載済みの戸籍についても「男(女)J」の記載を「長男(長女)」、「二男(二女)」等とする更正申し出がすでに認められている。

その一方で、民法第795条では「配偶者の嫡出でない子を養子とする場合は配偶者とともになさなければならない」ことになっており、子の戸籍上「実母J」と「養母」が同一人である事態が生じている。前段の通達や更正申し出、さらには相続における区別解消が実現していることに照らすと、現在では、あえて実母と嫡出親子関係を形成する(民法第809条)必然性に乏しいと考えられる。

縁組を希望する当事者は、実母であるにも関わらず、戸籍に養母として記載されることに抵抗があり、理解することが困難である。市区町村職員においても、民法第900条第4号ただし書きの改正で、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分の差が解消されたことから、実母との縁組により嫡出子の身分を取得する実益がなく、民法第795条制定当時より嫡出子と嫡出でない子の差が大きくないこと、当該縁組を希望する夫婦数が少なくないことから当事者に理解を促す説明をすることが困難であり、大きな負担となっている。

また、その後、実母である養母と離縁をする場合、家庭裁判所で特別代理人の選定を必要とすることからも、当事者に大きな負担となっている。

以上のことから、当事者及び市区町村職員の負担解消のため、嫡出子と嫡出でない子で差別する意識をなくそうとする傾向にも反している当該規定の改正を要望する。

* 上記文書は、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会編
月刊『戸籍』令和元年9第972号に掲載されたものです。